

障害のある方に対する矯正歯科治療について

はじめに

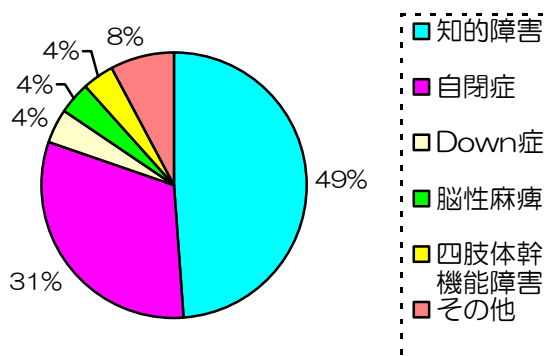
当センターでは、開設当初から障害のある方に対する矯正歯科治療を行っています。現在非常勤の矯正歯科専門医による毎月 3 回の診療日を設けています。

矯正治療を行っている患者さんについて

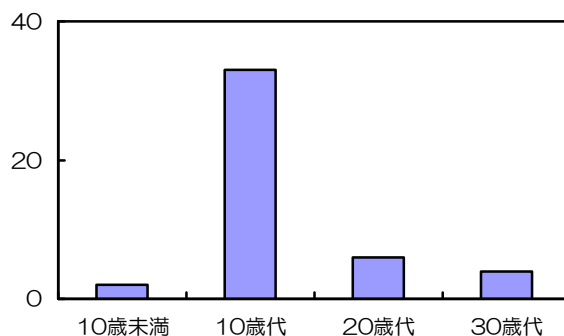
平成 18 年 4 月から 21 年 3 月までの 3 年間に当センターで矯正歯科治療を行った患者さん、48 名の疾患・障害、年齢は以下の通りです。

主な疾患・障害では知的障害が全体の半数を占め、次いで自閉症が 31%，以下 Down 症，脳性麻痺，四肢体幹機能障害の順です（左図）。

年齢からみると、10 歳代が全体の 70%以上を占めています（右図）。

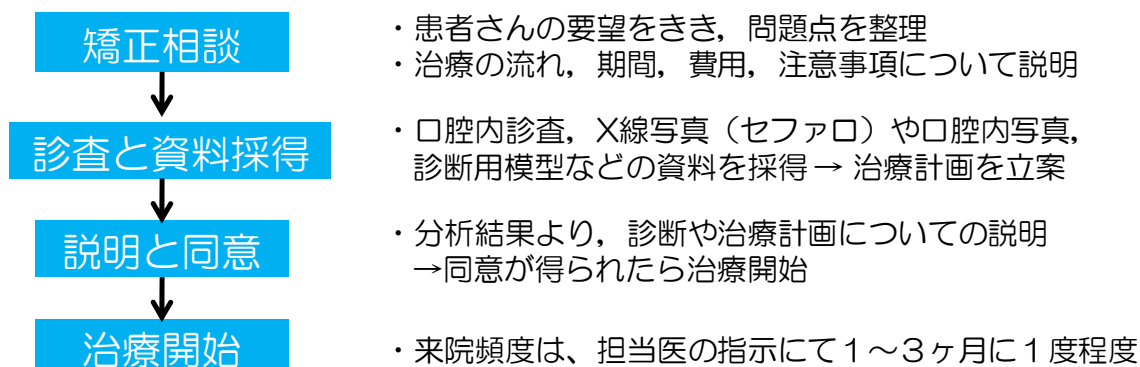


（疾患・障害の割合）



（年齢：8～35 歳）

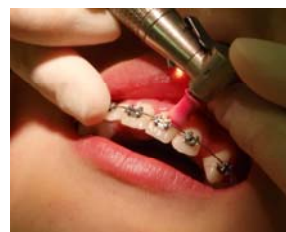
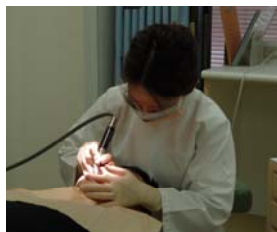
センターにおける矯正治療のすすめ方



なお患者さんが実際の治療開始までに器具、器材を受け入れられるように、トレーニングを行うこともできます。

予防指導・予防処置の重要性

矯正装置が入ると、口腔清掃が行ないにくくなります。口腔を安定した状態にし、継続した矯正治療に対するモチベーションを保つ点から、歯科衛生士による PMTC などの予防指導・予防処置を行っています。



(歯科衛生士による PMTC)

症 例：治療開始時 14 歳女性（知的障害）。

主 訴：2 | 2 口蓋側転位，2 | 2 舌側転位。

治療経過：4 | 4，4 | 4 を便宜抜歯の上、咬合の改善。



(矯正治療開始前)



(開始後 1 年 4 か月)

矯正治療を行うにあたっては協力性の問題が挙げられます。当センターでは平成 20 年 3 月までの過去 6 年間に矯正診断を受けた 52 名中、5 名が治療開始に至りませんでした。その理由は、①未来院：2 名、②経過観察：2 名、③全身疾患治療のため中止：1 名、です。残りの 47 名は矯正治療を開始し、協力性が問題での中断はありませんでした。

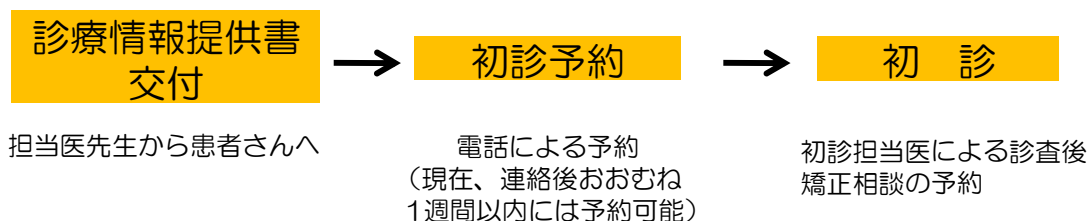
矯正治療の費用について

障害のある方の場合治療の継続が困難なケースがあるため、支払いは一期（治療開始日）と二期（一期支払いから 6 ヶ月以内）に分けてお支払い頂きます。

保険診療の適用について

当センターは顎口腔機能診断施設基準に適合した施設ではないため、平成 18 年 4 月から矯正治療の保険診療は行っておりません。したがって保険診療が適用される患者さん（厚生労働大臣の指定する特定疾患と顎変形症の方）は、歯科大学附属病院にご紹介しています。

矯正治療の必要な患者さんのご紹介について



* 患者さんの紹介についてご不明な点は、当センターホームページ内の「受診案内」をご覧ください。
医療連携室までお気軽にお問い合わせください。

当センターホームページ <http://www.tokyo-ohc.org/>
診療受付・医療連携室 TEL (03) 3267-6480 FAX (03) 3269-1213
受付時間：(月～金) 午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 4 時

* 症例写真は、保護者の了解の上掲載しました。(関口・杉本)